

高等学校における「通級による指導」について

1. 「通級による指導」について（概要）
2. 研究指定校における「通級による指導」の実践例
3. 高等学校における「通級による指導」に係る教育課程について
4. 高等学校における「通級による指導」に係る教育課程の例

（参考1）「通級による指導」に関する規定

（参考2）「通級による指導」を受けている児童生徒数の推移（公立小・中学校）

（参考3）「通級による指導」の対象となる障害の種類及び程度

（参考4）特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容

（参考5）高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

（参考6）特別支援教育部会における議論の取りまとめ（案）-通級による指導部分の抜粋-

「通級による指導」について（概要）

■ 小・中学校等においては、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部（週1～8単位時間程度（LD・ADHDは月1～週8単位時間程度））、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うため、**特別の教育課程を編成することができる（平成5年に制度化）**。

【参考1：学校教育法施行規則 第一百四十条】

■ 通級による指導の実施に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行う（中学校においても同様）**。

【参考1：小学校学習指導要領解説 総則編】

■ 小・中学校等で通級による指導を受けている児童生徒数は、年々増加傾向にあり、**平成27年度には約9万人**。

【参考2：「通級による指導」を受けている児童生徒数の推移】

【課題】

現在、中学段階卒業後においては、通級による指導が制度化されておらず、障害のある生徒の学びの場は、主として高等学校の通常の学級又は特別支援学校高等部に限られている。

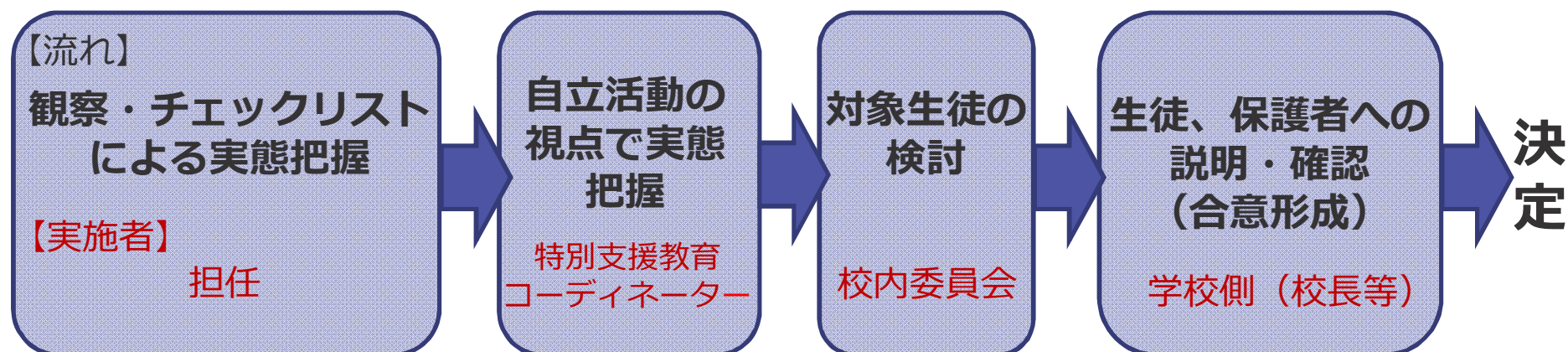
研究指定校における「通級による指導」の実践例

平成26年度より、文部科学大臣指定（学校教育法施行規則第85条等）により、現行の高等学校の教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施する「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」を開始。

研究指定校における取組

長崎県立佐世保中央高等学校		(平成27年度)
通級名称	SWP (self-help work program)	
授業時間数	年間1単位(35単位時間)～2単位(70単位時間)	
指導教員	自立活動等担当教員＋支援教員(2名)	
対象生徒	5名	

対象生徒決定までの流れと実施者



研究指定校における「通級による指導」の実践例

生徒の障害や特徴等を把握する

生徒A	・記憶力は優れているが、コミュニケーション能力に課題 ・言葉どおりに受け止めてしまう傾向 など
生徒B	・思いつくままの話し方で、相手の感情や立場、社会通念の理解が困難 など
生徒C	・運動調整、空間認知等が困難 など

収集した情報をもとに、**自立活動の6区分26項目**に即して整理

【参考4：特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容】

(優先する指導目標を設定)

⇒ (指導目標を達成するために必要な項目を選定)

⇒ (選定された項目を関連付け、具体的な指導内容を設定)

指導内容を決定する

生徒A	・他者の意図や感情を理解する手掛かりやスキルを高める
生徒B	・生活場面、対人場面におけるストレスや緊張への対応を身につける
生徒C	・自ら身体感覚や状況認知を行うことができるようにする

通級による指導では、**一人一人の生徒の実態等に応じ、必要な項目を選定。**
それらを関連付けて、**具体的な指導内容等を設定し指導。**

研究指定校における「通級による指導」の実践例

授業時数計	2単位時間(週)、70単位時間(年間)
指導の形態	自校での通級
目標	個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
活動のねらい	場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開し、対人関係を円滑にするため、コミュニケーション・スキルの向上を目指す。

月	時数	内容	自立活動の関連区分・項目(例)
4	4	状況に合った応答の仕方 を身に付ける。 ・いろいろな状況が描かれたカードを見て、どのように応じればいいのか考える。	コミュニケーション ・状況に応じたコミュニケーション
5	8	相手の立場や気持ち などに応じて、それにふさわしい行動や言葉づかいをする。 ・電話での会話やあいさつなどの状況を設定し、場に応じたあいさつや敬語に慣れる。	人間関係の形成 ・感情の理解 ・自己認識
6	4	インターンシップに向け、 自分の良さに気付き 、長所を活かせる職業について考える。 ・よく聞き取れないときや意味が理解できないときの確認や対応の方法などを理解する。	・集団に参加するための手順やきまりの理解
7	8	・話し合いなどの活動を設定し、相手の話を最後まで聞くような機会を積み重ねる。	心理的な安定
9	6	いろいろな職業について調べながら、自己の良さを踏まえた上で、どのような仕事が 自分に合っているか、あるいは、自分に合わない仕事 はどのようなものかを理解する。	・状況の把握 ・改善・克服への意欲
10	10	状況に応じて、それにふさわしい言葉づかい をする ・友達との会話、目上の人との会話、会議等の場面を設定し、話し方の使い分けをする。	コミュニケーション ・状況に応じたコミュニケーション
11	8	日常的な学校生活の時間や提出物等の管理、係分担など、 計画に沿った行動 を意識づけることで、自己プランニングや自己マネジメントの方策を理解する。	人間関係の形成 ・行動の調整
12	4	修学旅行に向け、諸活動の項目を確認しながら、 時間の変更や活動順序の変更 等が合った場合の自分の心理状態と対応方法について考える。	心理的な安定 ・状況の変化への対応
1	6	相手の気持ちを受け止める ことに慣れる。 ・身近な事件や新聞記事などをもとに、自分の意見を発表したり、他者の意見を聞いたりしながら、自分と他者の気持ちの程度は、同じことや違うことがあることを知る。	人間関係の形成 ・感情の読み取り ・自己認識
2	8	ワークショップ形式により、他者が自分の良さをどう見ているかを理解し、 自己の良さを認識 する。	人間関係の形成 ・自己認識
3	4	自分が日々どのような行動をしているかを知る。 ・グループ討議などの方法で、 自分が努力によって変わっていったことを振り返る 。	心理的な安定 ・改善・克服への意欲

高等学校における「通級による指導」に係る教育課程について

■ 基本的な考え方は小・中学校等と同様としつつ、以下のとおり取り扱うことが適当ではないか。

①特別の教育課程の編成

⇒通級による指導を高等学校の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

②単位による履修・修得、卒業認定

⇒生徒が学校の作成する「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められた場合は、通級による指導について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

⇒通級による指導に係る修得単位数は、年間7単位（※）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。

※中学校の時数と同程度

⇒通級による指導は、2以上の年次にわたる授業時数を合算して、単位認定を行うことができる。また、単位認定を学期の区分ごとに行うことができる。

⇒高等学校生徒指導要録においては、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や習得した単位数を記入する（「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等に記入）。

③必履修教科・科目等との関係

⇒通級による指導は、

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目
- ・総合学科における「産業社会と人間」

に替えることはできない。

④全日制、定時制及び通信制の課程

⇒障害がある生徒が、いずれの課程にも進学していることが推測されるため、全ての課程において制度化する。

高等学校における「通級による指導」による教育課程の例

通級による指導を高等学校の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

(※以下、全日制・普通科において、国語総合、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰ及び総合的な学習の時間を2単位として履修した場合)

●“加える”場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する必履修教科・科目													総合的な学習の時間	選択教科・科目		特別活動（ホームルーム活動）
国語総合	世界史A	日本史A 地理A	現代社会	数学Ⅰ	科学と人間生活	物理基礎	体育	保健	音楽Ⅰ	コミュニケーション英語Ⅰ	家庭基礎	社会と情報		必履修教科・科目を増単位、 選択科目、学校設定教科・科目 を履修	41単位	
					化学基礎	美術Ⅰ			情報科学							
					生物基礎	工芸Ⅰ										
					地学基礎	書道Ⅰ										
31単位													2単位			

←→
授業時数
が増加

●“替える”場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する必履修教科・科目													総合的な学習の時間	選択教科・科目		特別活動（ホームルーム活動）
国語総合	世界史A	日本史A 地理A	現代社会	数学Ⅰ	科学と人間生活	物理基礎	体育	保健	音楽Ⅰ	コミュニケーション英語Ⅰ	家庭基礎	社会と情報		必履修教科・科目を増単位、 選択科目、学校設定教科・科目 を履修	41単位	
					化学基礎	美術Ⅰ			情報科学							
					生物基礎	工芸Ⅰ										
					地学基礎	書道Ⅰ										
31単位													2単位			

参考

(参考1) 「通級による指導」に関する規定

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（中略）、特別の教育課程によることができる。（※次の各号：一 言語障害者、二 自閉症者、三 情緒障害者、四 弱視者、五 難聴者、六 学習障害者、七 注意欠陥多動性障害者、八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの）

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

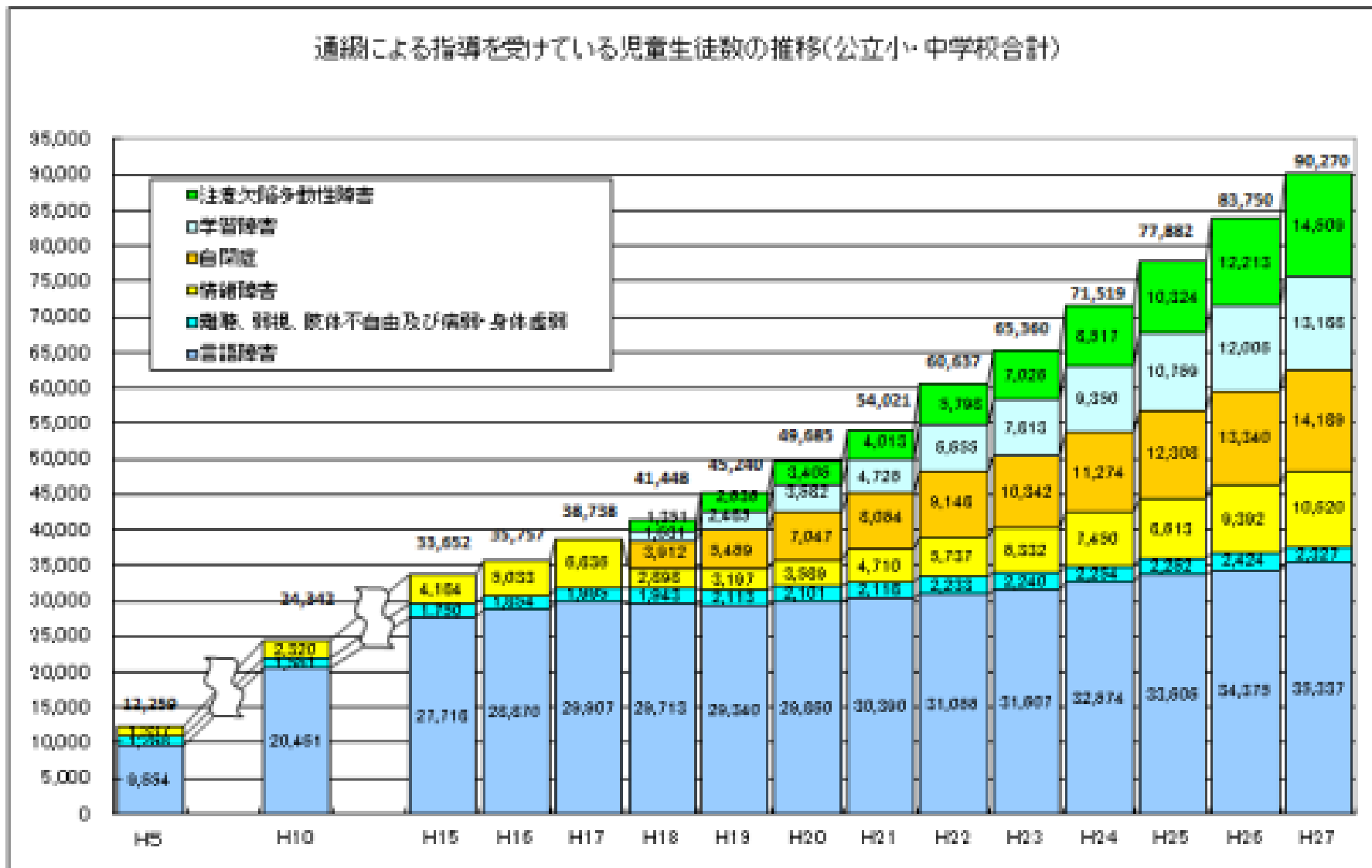
- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、（以下略）

【小学校学習指導要領解説 総則編】

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

(参考2) 「通級による指導」を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校)

(各年度5月1日集計)



【文部科学省調べ】

(参考3) 「通級による指導」の対象となる障害の種類及び程度

(平成25年10月4日付 初等中等教育局長通知)

言語障害者	口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級で学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者	肢体不自由の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者・身体虚弱者	病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

(参考4) 特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

(参考5) 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について (報告) 概要

現状と制度化の意義

- 「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、**高等学校が適切に特別支援教育を実施** (※1) することが求められている。
(※1) 高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定 (学校教育法)
- **中学校で通級による指導** (※2) **を受けている生徒数は年々増加** (H5: 296人→H26: 8,386人 (約28倍))。他方、高等学校では、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目等により実施。
(※2) 大部分の授業を通常学級で受けながら、週に1~8単位時間程度、障害による困難を改善・克服するための特別の指導を別室等で受ける形態
- これらを踏まえれば、**高等学校においても、障害に応じた特別の指導を行えるようにする必要**。

制度設計の在り方

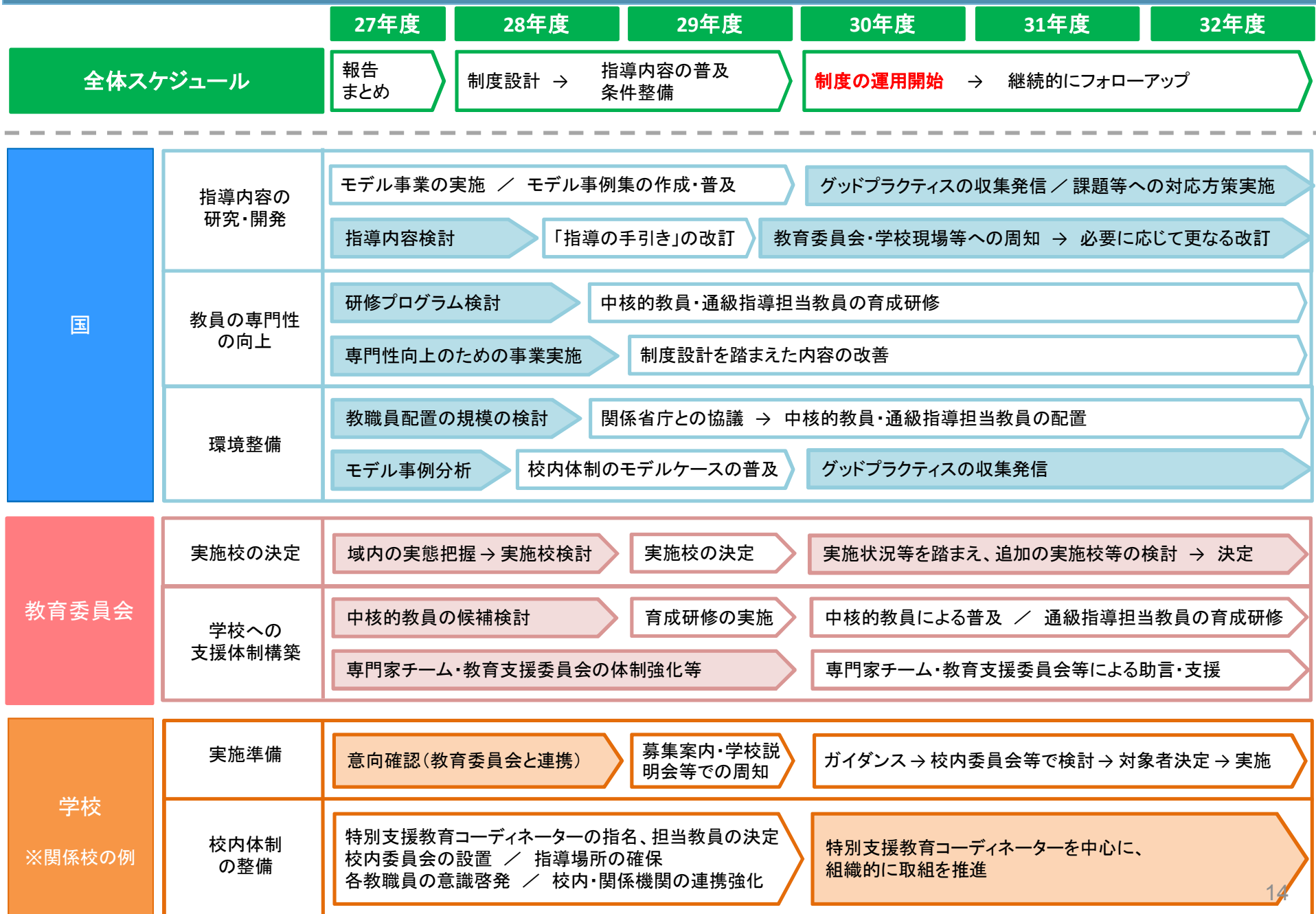
- 基本的な考え方は小中学校等と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定制度、③必修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制 (※3)、といった**高等学校における教育の特徴**を十分に踏まえて制度を設計する必要。
(※3) 全日制、定時制及び通信制全ての課程で制度化が必要

教育課程上の位置付け	通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする必要 。(学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方 (必修教科・科目との関係、卒業要件単位数との関係、標準となる単位数等) といった論点について、中央教育審議会における学習指導要領改訂の議論の中で検討する必要)
指導の対象	対象となる障害種は、 小中学校等における通級による指導の対象 (※4) と同一 とすることが適当。 (※4) 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥多動性障害)、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
指導内容	指導の内容は、 障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導 (特別支援学校の自立活動に相当) とする。
実施形態	自校通級 (通学の負担がない、担当教員に相談しやすい、他教員との連携が取りやすい)、 他校通級 (グループ指導が実施しやすい、心理的な抵抗感に配慮しやすい) それぞれのメリット や学校・地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択。
判断手続き等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態も踏まえ実施。
担当教員に必要な資格等	高等学校教諭免許状 を有することに加えて、 特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験 を有する教員であることが不可欠 (特定の教科の免許状を保有する必要はない)。

制度化に当たっての充実方策

- 国は、**必要な教員定数の加配措置**や教員の専門性の向上、施設整備の参考指針の提示等の方策の実施、**制度化後のフォローアップ**が必要。
- 教育委員会は、**実施校の検討・決定**、教育支援委員会等の支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ・連携体制の構築に努める必要。
- 高等学校は、**学校全体として特別支援教育に取り組む体制作り**や関係機関とのネットワークの活用等に努める必要。

高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ



(参考6) 特別支援教育部会における議論の取りまとめ(案) -通級による指導部分の抜粋-

2. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育

(2) 改善・充実の方向性

③ 特別支援学級(小・中学校)、通級による指導(小・中・高等学校)

(略)

- 通級による指導の目標及び内容について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導であることをより明確にするとともに、「通級による指導」と各教科等の授業における指導との連携が図られるよう、「通級による指導」と各教科等との関係性をわかりやすく示す。
- 高等学校における通級による指導について、高等学校教育の特徴を踏まえ、次のような基本的な考え方をもとに、制度化を図ることが適当である。
 - ・ 高等学校において、障害に応じた特別の指導を行う必要がある生徒を教育する場合には、特別の教育課程によることができるものとし、この場合には、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとする。ただし、高等学校の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅の確保のために必履修教科・科目等が設けられた趣旨に鑑み、「通級による指導」を行う場合において、必履修教科・科目等の単位数を学習指導要領の規定を超えて減らすことを認めることは適当ではないことから、これらについては替えることができないこととする。
 - ・ 生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位として認定することを可能とする。
 - ・ 生徒が障害に応じた特別の指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、通級による指導は特に1年次においては年度途中から開始される場合が多いことが想定されることから、特定の年度における授業時数は1単位(35単位時間)に満たなくとも、次年度以降に障害に応じた特別の指導を設定するような場合などにおいては、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする。
 - ・ 高等学校においては、通級による指導により修得した単位数を、卒業のための必要単位数に含めることも可能とすることが適当である。
 - ・ 小・中学校における指導時間の標準(年間35単位時間(学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を除く)から280単位時間まで)としていることも踏まえ、高等学校において卒業のために必要単位数に含める上限は年間7単位とする。
- 高等学校における通級による指導については、平成30年度から実施できるようすみやかに所要の省令や告示を整備するとともに、高等学校及びその設置者が、高等学校における通級による指導の実施に向けて円滑に準備が進められるよう、実施のための校内体制及び関係機関との連携体制、通級による指導と各教科等の指導に関する教師間の連携の在り方、通級による指導に関する指導内容や指導方法などの実践例を紹介することが必要である。